

J 54

1445

135
1883

聖
日
論

耶穌降世一千八百九十年 大阪福音社印行

明治廿三年六月

米國聖教書類會社

№4561/23

聖日論

目次

安息日と何ぞや

其一 安息日の休憩の日あり

其二 安息日の禮拜の日あり

其二 安息日何故守る可きものありや

其一 上帝の命令なればあり

其二 天地万物の創造を紀念すべきの日あればあり

其三 基督の復活を紀念すべき日あればあり

其四 神を禮拜する爲め并人の徳性を開發する爲め

其五 人の智力と体力とを最も善く開發する爲め



第三 用なる休息を興ふればあり
 安息日の如何にして守る可き者ありや
 其一 休憩の日として之を守るべし
 其二 禮拜の日として之を守るべし
 其三 神の眞理を教ふることを以て之を守り可し
 其四 緊要欠く可からざる事と慈善の業とを行ふを以て之を守るべし

聖日論

緒言

安息日の性質お就きて明白正當ある見解を有するの吾
 人に取りて緊要の事あり蓋し其の性質お關して抱く所
 の見解の堅確おらざる者之を守り上お於ても亦自ら
 弛緩お失し仍て神の律法を犯すことを免れざればあり
 抑も律法を知らざる事之を犯すの口實おさすべき者
 お非ずして犯せば即ち罪と成り隨て又其の罰を招かず
 んばあらざるあり況や己れの注意お依りて其の律法を
 學ぶ事を得べき者お於てをや然れば此の篇に於ての安
 息日の性質と之を守り可き理由と之を守り可き方法を
 略述して聊か讀者の徳を建つるお裨補せんことを願ふ

聖日論

第一條 安息日との何ぞや

夫れ安息日あんそくにちの其そのの名なが表あらわ示しせる如ごとく一いつ般ぱんお之のを休やす憩みの日ひと稱しす日にち常じょう吾人ごじんの心しん身しんを勞あはして取とる處ところの業ご務むを止やめて休やす息そくするとの意いあり抑おさも此この律りつ法ぽうの六むい日にちの間あひだお吾人ごじんの爲ためすべべき各さま種しゆの業ご務むを皆みなお休やす止しして必かなら要ず止やむべべからざる事ことと慈じ善ぜんお属ぞくする業ご務むの外ほかお決きして何なに事ことをも爲なすことああきを吾人われお要ひつ求もとする者ものなり即すなはち此この律りつ法ぽうの吾人ごじんお對たいして六むい日にちの間あひだお働はたらく可べきことと七日あぬ目めお其そのの働はたらきを一切いっさい休やす止して以もつて吾人ごじんと吾人ごじんの配はい下かお屬ぞくせる人じん畜ちくをして一いち日にちの全ぜんき安やす息そくを得えせしむべき事こととを命めい令れいせる者ものあり然しかれバ此この律りつ法ぽうの只ただ人間にんげんと獸じゆう類るいお休やす息そくを受けうけさせん爲ためめおのみ與あへら

れたる者あるか否か畜ふ然るのみならず又神を拜する爲
めお興へられたる安息の日あり此の日お於て吾人の當
此の世の事務に属する所の心身の働さを停止して神と神
の聖徳とを沈思熟考するの暇を取可し即ち吾人の此の
日お於て此の世の思慮と勞作を轉一轉して我思想を悉く
神お向ひしめ嚴肅敬愛ある心を以て神と人との關係や人
の罪惡お沈淪したる哀しむべき状態や罪と赦免と救拯の
道理に關する事などを丁寧お熟考するの自由を享く可し
蓋し神の此の日を以て聖日と定め給ひし吾人をして吾
人が神より受くる處の諸般の恩恵を覺えて喜ばしき祈禱
と讚美を献ぐるの時を得せしめん爲めあればあり然れば
吾人の此の日を以て單お諸般の勞働を休むべきのみから

す又實お此の日を以て特お神を禮拜するの時と成す可き
を悟了すべし果して然らば此の日の又た決して娛樂や嬉
遊や宴會や或の遊山等の爲めに費やす可き者お非ざる
を知るべし如何となれば若し此の日を斯かる娛樂お消費
せば其の禮拜の爲めおとして聖別されたる大目的を全く失
ふ可ければなり然れば吾人が若し此の類の娛樂を以て此
の一日を全く消費したはりなば則ち吾人の神を禮拜し
又た神の聖徳を熟思する爲めお興へられたる特別の時を
失却して恰も一の安息日をも受けざる者お同一の結果を
生ぜるお至ればなり

第二條 安息日の何故お守る可き者ありや
其一 夫れ吾人の安息日を守らざる可からざる理由の一

あして足らずと雖も其の最も大なる者即ち神の命令ありとす神の直接の命令を以て七日毎に一日の聖日を定立し給へり而して神の命令の乃ち吾人の律法あり然れば此の日の守る可きの神の命令なればありと云ふより外に又他の理由を付加することとを要せざるなり夫れ子たる者の其の父の命令を受くるに當り其の理由を聞かんとて躊躇すべきは非ず奴隷の主人の命令に對して其の説明を請求すべき者非ざるあり是れと同く神の命令を下し給ふや吾人の只之を遵奉すべきのみさて此の安息日を守るべき命令の昔し神がシナイ山の頂に於て授け給ひし十誡の一として其の意味の明白なる又た決して誤解すべき者に非ざるあり否此の命令の留め斯く明白なるのみならず

聖經中記されたる神の人民の昔しより守り來りし實例に依りて人の當さお守る可きの日たる事いよく明かありさて其の實例に由るに彼等が此の聖日を善く守りたる時に必要の神より大なる祝福を受け其の之を破りし時にも又必ず其の呪詛を受けたり而して此事特にお舊約時代の人民に於て然りとす其の他聖書に記されたる各世各代の人民の皆悉く此日を守りて吾人お實例を遺したり人或は云ふにイエスキリストの時よりして安息日を守る可き命令の廢棄せられたり故に今日於ては吾人又之を守るの義務なし畢竟此の誡の特にユダヤ人民の爲めお與へられたる者にして舊約時代に行はれたる様々の預表や種々の儀式と敢て異なる所ありし而して其の諸般の儀文儀

式しきのイエスキリストの降世こうせいを以て悉く其の終りを告げし
 加かば最早もともと一も効力きりやくを有せざる者ものとされり之これと同おなじく此この
 誠まことめも亦また今いまの無効むきやくに屬ぞくして更さらに吾人われらを檢束けんそくせるの力を有
 せざるありと然しかり豈あらふ夫それ然しからんや蓋けだし古來こらいの歴史れきしに依
 りて安息日あんそくじつの事を按あずるに神かみの決けつして獨ひとりりユダヤ人いん民たみの
 爲ためめのみ特とくに舊約時代きうやくじだいの人民じんたみの爲ためめのみ此日このひを立たて
 給たまひたるに非あらずして實じつに各國こくご各世ごの人民じんたみの爲ためめのみ之これを授たまひ
 け給たまひしかり故ゆゑに之これを守まもるべき律法りつぽうと決けつして廢棄はいきせらる
 べき者ものに非あらず又また決けつして一回いっかいも廢棄はいきせられし事ことあらざるな
 り元來もとより此この律法りつぽうの人の始はじめて造つくられたる時ときエデンの園えんに
 て設たまけられたる最も古ふるき誠まことにして只ただ一男いっなん一女いっにょの外ほかに絶た
 へて人類じんるいのあらざりし時とき既すでに定さだめられし者ものあり即すなはち創世そうせい

記二章しにしょうの三節さんせつに神かみ七日ななひを祝よろこんで之これを神聖かみよめ給たまへり云々
 とあるが如ごとし然しかれば此この日ひにユダヤ人いんたみある者ものの未いまだ曾あら
 て存立ぞんりつせざりし以前いぜんよりして早く既すでに守まもられたる所ところの者もの
 あり又またユダヤ人いんたみ中ちゆうへても其そのの未いまだ他たの律法りつぽうを授たまはざり
 し以前いぜん即すなはち彼かの十誡じゅうがいさへも未いまだ公布こふふされざりし以前いぜんより
 此この日ひを守まもることを成なせしかり即すなはち出埃しゅつがい及及び記第六章しにしょうの吾
 人われらに此この事を教おしふるなり又また神かみがシナイ山さんにて十誡じゅうがいを授たま
 け給たまひし時ときに安息日あんそくじつの條じょうに於おいて之これを記憶きおくへて聖日せいじつとせ
 よ云々いふいふと命めいじ給たまひしを見みても其そのの昔むかしより人民じんたみ中ちゆうに守まもら
 れし日ひなる事こと明らかかり如何いかにとなれば若もし從前まへより之これを守まもる
 の制せいなかりしからば之これを憶おぼへよと言いひすして單ただに安息日あんそくじつ
 を守まもれどのみ命めいじ給たまふ可べき筈はずなればあり然しかればユダヤ人いん

民の諸般の律法儀式などの未だ制定されざりし前より此
 の日を知りて又之を守り居しこと分明ならずや又此の律
 法の他の儀文禮式の一として與へられし者非ずして彼
 の大なる十誡の條款中お置かれし者あり而して此の十誡
 の決して獨りユダヤ人民のみの爲めお立てられし者お
 非ずして實に万国万民の爲めお定められたる大法典あり
 然れば論者此の十誡お掲られたる律法をバ一も之をユ
 ダヤ人民のみの爲めお設けられたる者なりとして除き去
 る事を得ざるあり況んやユダヤ人中お於ての旅人の殿お
 ユダヤ人の儀式禮典お與かる事を禁せられたる者あるお
 獨り第四の誡命お於ての特にお旅人に命するお之を守る可
 きを以てせるをや然れば此の律法のユダヤ人又た異邦人

の爲めお立てられし者おして決して獨りユダヤ人の爲め
 ののみ非ざること分明ならずや
 夫れイエスキリスト此の世お降りて逾越と其の禮式を
 悉く成就し給へり故にお舊約の信者たちお命せられたる様
 々の儀牲を備ふることお最早今日お其の要なし蓋し彼の
 諸の儀牲のイエスキリストなる大なる一の儀牲を以て全
 く成就されたればあり之と同一く他の様々の預表や儀式
 も悉くイエスキリストお於て成就したれば皆な廢棄お属
 せし事の正さお論者の言へるが如し去れお安息日の律法
 の然らず試お聖書を取りて如何おキリストが此の日お關
 する「パリサイ」人の誤を論難し給ひたるかを見よ即ち彼等
 が此の日を守るお様々の儀文を加へしを見て其の然かす

べからざるを教へ且つ人の安息日の爲めお造られし者お
非ずして安息日の人の爲めお建てられし者なる事を教へ
給ひしに非ずや加之イエスも亦た其の復活し給ひし後即
ち諸般の儀文禮式の悉く廢棄せられし後お至りて猶ほ自
ら弟子等と共お此の日を守り給ひしかり去るからお従來
一週の末日を以て安息日となせし者を此の時より一變し
て一週の首日と成し爾來キリストの教會お於て必ず之を
守りたるあり之を要するお世の始めより以て今日お至る
まで凡てキリストの信徒たる者の必ず毎週一日の安息日
を定め置きて此の日お一切の勞働を休み且つ之を特別
なる禮拜の時とあして神お事へ來りしなり而して此の律
法のお音お曾て一回も廢棄せられし事なきのみあらず神の

直接お授け給ひし明白なる命令の一なりとして常お其の
効力を認めらるゝ者あり故お吾人の謹んで之を奉せざる
べからざるあり
其二 夫れ安息日の斯の如く神の命令なるが故お之を守
るべきのみあらざ利益上より考ふるも亦之を守る可き者
あり例令ひ之を守れとの神の命令あかりしとするも猶ほ
他お之れを守る可き佩強の道理あまたあるあり今其の重
もあたる者を云はんお先づ此の日天地万物の創造を紀念
すべき日あり元始めお神の天地と其の中お在る萬物を
六日の間お造り給ふて第七日目お悉く其の働きを休み給
ひぬ斯く神の休み給ふて又た人間お此の日お於て其の
働きを休むべき模範を授け給ひしなり故お此の日天地

万物創造の落成を紀念すべきの日なりと吾人若し心を
 潜めて此の宇宙と其の中にある日月星辰を始め禽獸草木
 昆虫魚介を深思熟考する時の必ず之を造りたる者ある可
 しとの信仰に至らざるを得ざるあり而して其の造り主の
 基督教を云ふ所の神の外あらざる可きことを亦た信せ
 ざるを得ざるなり吾人又た若し心を潜めて此の造られた
 る萬物を沈思熟考する時の必之を造りし者の智慧を於
 ても力お於ても限りあさベルツナ(智情意を備へて本我の
 觀念を有せる實在者)に相違あかる可きことを白状せざる
 を得ざるなり然るお吾人の癖として或の商賣の損得とか
 土地とか財産とか事業とか云へる如き日常卑近の事の爲
 めお心を奪はれて此の宇宙万物の事や之を造りし神の事

などをバ全く忘却せんとするの實お避けがたき通弊あり
 去れど若し此の安息日を休みの日として兼て又た神を禮
 拜するの日として用ふる時の決して斯く日常卑近の事の
 爲めお其の心を奪われて神とすべての高尚なる事物を忘
 る、おに至らざるなり
 其三 又た此の安息日のキリストの誕りを紀念すべき日
 あり即ちキリストが贖罪の事業を成就して休み給し其の
 日ありキリストの人間の罪の重荷と其の罰とを悉く一身
 お負擔して之れが爲めお極刑お罹り三日の間死の檻下お
 幽囚せられ給ひしが當日お至りて甦り茲お救の大業を全
 く成就し給ひしなり此の時よりして基督教徒の安息日の
 齋戒を神の創造を終はり玉ひし紀念の日として守らる

るのみならず又實にイエスキリストが其の救の大御工を
 終はり給ひし紀念の日として守らるゝ事とのなりしあり
 (希伯來書四章十節を見よ)夫れ神の万物を造り給ひし事と
 イエスキリストの此の世を救ひ給ひし事との是れ豈お所
 謂る空前絶後の最大事件たるお非ずや斯かる最大事件お
 就きて活潑ある記憶を人々の心の中お存せしむるの豈お
 適當の事お非ずや人々をして斯かる事件を忘却せしめ又
 た或の等閑お看過せしめて可からんや然れば毎七日の中
 お一日を立て聖日とあし此の口お於て神と其の大なる事
 業を紀念するより外お優りたる方法ありや此の方法を外
 おして吾人の心に新鮮なるキリストの記憶即ちキリスト
 の生活と其の死と其の甦り等凡てキリストの贖罪お關す

る記憶を存せべき道ありや否お實に此の方法こそ世界中
 おて其の最も重大なる事件即ち神と我々の救主あるイエ
 スキリストとに關する事件を長く吾人の記性お存して失
 のを止めざる爲めとして神の立て給ひし者おぞある
 其四 夫れ人の務めの中おて最も大切なる者お即ち神を
 知る事お神の聖徳と神の御工と神の人お於ける關係と
 人の神並お他人お對する關係等を正當お理會する事あり
 又吾人の生死の事來世の事實罰の事及び天堂地獄の事等
 お就きて深思熟考せざる可からず別して吾人の神を拜せ
 べき命令のもとお置れし者あり然るお一週七日の悉く吾
 人が衣食の爲めお勞働すべき時おして其の中曾て特別お
 神を拜し又た神と己れの事お關して右の如き重大の事件

を深思熟考する爲めお設けられたる者として一日も之れ
 あらざるありと想像するに至當の事ありや曰く否らず吾
 人が只だ此の肉体の幸福を受けん爲めのみ全く時日を
 消費して更らお徳性の幸福を受けん爲め又た神を拜する
 爲めお聖別されたる日あるなしと想像するは是實お條理
 お合のざる事あり蓋し吾人が徳性上の最も高等なる幸福
 の爲めおの神を拜する事を以て最も緊要ありとすればな
 り勿論神を拜することの日々務めかりと雖ども特にお禮
 拜の時として安息日を別ち置く事の即ち最も善き禮拜を
 行ふ爲めお緊要ありとす人若し其の至き時日を勞働の爲
 めお費やす時の決して善く神を拜する能はず若し善く神
 を拜せざる時と畜お其の神お對して罪を得るのみならず

又其の徳性を墮落して遂に禽獸と擇ばざる迄お至るを免
 れざる者あり故お吾人の此の徳性をいよゝ高き方お進
 めて高等ある幸福を受けんが爲めにも亦た此の安息日の
 休業と禮拜とを以て實お緊要欠ぐ可からざるの事ありと
 思惟するあり
 其五 又た此の安息日の吾人の智力と体力の爲めお亦
 た甚だ有益なる者なり人若し一週七日を休みなく働く時
 の此の人絶へて其の疲れを休ますべきの時を得ざるあり
 實験お依るお斯かる人の十中殆んど八九まで其の体質を
 毀損して終お決して七日お一日休む所の人の如き労働お
 耐へざるお至るあり又た脳髓を使用して智力的の働さを
 爲す所の人おても矢張り一定の時日お於て休む者と然ら

ざる者との終に其の強弱の上も大なる差異を生ずるあり
此の事獨り人間心身の力に於て然るのみならず諸般の物
質力に於ても亦た實に然りとす然れば吾人の此の身体を
健全強壯を保たんが爲め七日一日の安息を取らずん
ばある可からず吾人若し忠實に六日の間働かば必ず
一日の休暇を求めざるべからず絶へ間なく引き續きたる
仕事の大吾人の体力を毀傷する者なれども休みつゝ又
た働作く事の能く永久に續く者あり彼の大きな機關を用
ひて働く所の製造者が屢々定期の休暇を以て其の運轉を
休止せる事あり此の斯くせざれば速か其の機關を損傷
して大なる損失を來そが故あり今より凡そ百年ばかり以
前も在りていづれの國も今の如く鐵道の設け盛なら

ざりしかば米國など於ても亦た専ら馬車を用ひたりし
が其の頃彼の國の東の端より西の端まで家族を連れて移
住せんとする人など何時とせると此の馬車に依りて五六
百里の遠き旅行をさせしことも少からざりき父手茲も
最も信憑すべき事實あり即ち此の旅人中も安息日を休
し者との構はずして旅せし者も其の到着の遲速を見
るも假令は同日に出立しても休まぬ者の却て後れて休
者が先着し事と其の馬もしく牛もどが到着の後著
しく強弱の度を殊として途々休み來りし者の其の翌日よ
り依然として能く用ひ適すれども休みあし來りし者の
暫く安息を興へざれば決して其の用に耐へざりしとなり
以て此の一日の休みの人畜の爲も必用あるを見る可し

人或の言のん貴説誠然り去れど拙者ハ七日ハ一日の休
 みを成さことを得ざるなりその拙者が一週七日ハ設け
 得る所の金銭の僅かハ一家の口腹を糊する不足のみハ
 して毫も猶餘あることなし然るを毎週一日づ、休む時ハ
 勢ハ一家を舉げて飢餓ハ逼らしむ可ければなり」と然り豈
 ハ夫れ然らんや人若し七日ハ一日の休をなさバ必ず其の
 六日の働さをさす上ハ於て遙かハ前日ハ優りたるの成功
 あること疑ハなし如何とされバ其の精神も其の身体も新
 鮮ハなて頗る快活あるが故ハ其の短カキ時間ハ於て却て
 更らハ大なる事業を爲す事を得べければなり況んや神の
 律法を守る者ハ特別ハ神が思寵を施し給ふとの優渥ホ
 契約あるのみならず神ハ此の日を守る者ハ繁榮利達を

與ふるの力を有ら給ふをや夫れ此の理由あるが故ハ吾人
 ハ安んじて神ハ任かせ喜んで其の命令ハ従ハざる可らざ
 るあり吾人の決して安息日を守るが爲めハ貧困ハ陥る
 可き者ハ非ず却て寧ろ之れハ依りて利達ハ進むべき者ナ
 り替て一人の支那人ありて其の友人ハ云ひけるハ「我が日
 を得る所の金は我ハ家族とを養ふて餘りあらざるが故ハ
 我ハ安息日を守る能ハず若し然かせば我ハ家族ハ餓を覺
 へざる可からず」と其の友答へけるハ「果して然ることあり
 や然らば汝ハ何ぞ其の餓を忍んで上帝の命ハ従ふ事を得
 ざるや」と此の一言ハ勵まされて彼の人ハ安息日を守り始
 しガ終ハ餓を感せしことホかりしと云ふ吾人の神ハ従ハ
 ざる可からず假令ハ之を爲す爲めハ其の生命を失ふ事を

免れざる場合も於ても亦た神お従はざる可からず而して
 古來往々之れが爲めお其の生命を失ひし者之れありしが
 神の必ず其の人お寛かなる恩寵を與へて其の行を賞し給
 ひしあり又今も今より後も同じく神お従ふ者おの實お大
 かる恩寵を與ふる事を忘れ給はざるなり
 第三條 安息日の如何にして守る可き者なりや
 吾人の前の二條お於て安息日の性質と其の之を守るべき
 理由とを論ずるお方り既お大半此の日の事を陳述し盡し
 たれば更らお此の條下お於ての大お論ずべき處おし實お
 此の日を守る可き方法に付ての既お其の性質を論ずる處
 お於て殆んど十分お論述したり然れど重複を顧みず之れ
 を守る方法お付きて再び茲お數言を述べし夫れ既に論

せし如く吾人の此の安息日お於て吾人の働きを休まざる
 可からず然れど其の所謂の休みの畜に此の世の働きを休
 ひのみお非ずして凡そ此の世お属する所の遊戯快樂等の
 事をも亦た悉く休まざる可からず若し此の日をば然る樂
 の爲めお費やす時に於ては神の禮拜てふ大目的を遂ぐる
 事を得ざるあり又吾人の吾人の事業並お此の世の娛樂等
 に關する一切の思想をも全く休止せざるべからず若し銀
 行者が此の日お於て其の取り引き上の事を思想せば彼れ
 が爲めお眞實なる休みと眞實ある禮拜の時との残る所お
 らざる可し夫れ此の日の禮拜の爲めお區別されたる聖日
 なり故お吾人の此の日のお於ての全く吾人の心を盡して神
 と神の聖徳と其の御工とを熟考せべし又此の天地萬物お

就き人間に就き人間と神との關係に就きて精細なる觀察
 を下そべし又神の聖言を學習せしめ即ち人間の罪と其の
 罰の事や死生の事や來世の事や或の賞罰の事等も關する
 神の聖言を研究せしめ又直接に神に對して禮拜を獻ぐ
 る爲め十分の時間を費やせしめ即ち敬虔なる心を以て
 神と神の聖工を考へ又聖書ある神の聖語を研究するの
 即ち是れ取りも直さず禮拜あり而して猶ほ格別な禮拜の
 行ひあるべきなり即ち密かある場所にて讚美と祈禱を
 獻ぐる事あり又神の特別に公けある集會をなして茲に
 讚美の歌を誦し祈禱を捧げ聖書を讀み説教をなす事を以
 ひ禮拜を爲せと命じ給へり然れば毎週二度若しくは少く
 とも一度づゝ如此の集會に參列するの神の人民たる者又

一大義務と知る可きあり
 又此の聖日の一部分を有益な費す可き方法に即ち聖書
 と其の眞理を小供や婢僕や朋友や若しくは近隣の人々
 教授する事即ち是れあり凡そ一家の主人たる者此の方
 法に依りて以て其の兒女婢僕に聖日を守らしむ可き大
 なる責任ある者を知る可し斯く兒女や婢僕に對して聖書
 を教へ亦た彼等をして之れを研究せしむる事は實に大
 なる幸福利益を受くべき基を置く事なり父母たる者此の
 点に於て殊に大なる責任を擔へり思はざる可からざるな
 り

附言 昔しユダヤの「パリサイ」人の此の律法を嚴重に守
 らんとして様々ある附加法則を設けたり即ち人畜の生

命を助くる事や或の其の幸福快樂を助くべき事おても
 之れを安息日よ行かば則ち罪なりと思考して嚴か
 之を禁止したり故キリストは其の誤謬を正して此の
 律法の精神を明かみ成し給ひたり即ち總て人や畜の生
 命若しくは其の幸福の爲め必用欠くべからざる事若
 しくの慈善お屬するの業の假令此の日お行ふも敢へ
 て罪との成らざる事を明かみ教へ玉ひしかり即ち其の
 説明おとて左の如く説き示し給ひぬ爾等の中一れ羊を
 有てる者おらんよ若し其の羊安息日に坑よ陥いらば之
 を擧上ぐるども罪おの非ず如何とあれば此の働きの羊
 の苦しみを救ふ爲め必用の事あればありと夫れ斯の
 如く必用の事並びお慈善の業の之を安息日おあそども

決して罪おの非るあり否あ時としてお爲さるの猶ほ
 爲すよりも悪しき事あきに非ず要の只だ其の事の必要
 の度如何を明察するよ在る也

2
明治廿三年六月廿四日御 刷
全 年六月廿五日出 版

起草者

米國宣教師

ザ、ビ、ヂョンキン

高知縣土佐郡高知市
上本町四十六番地寄留

補譯者

高知縣士族

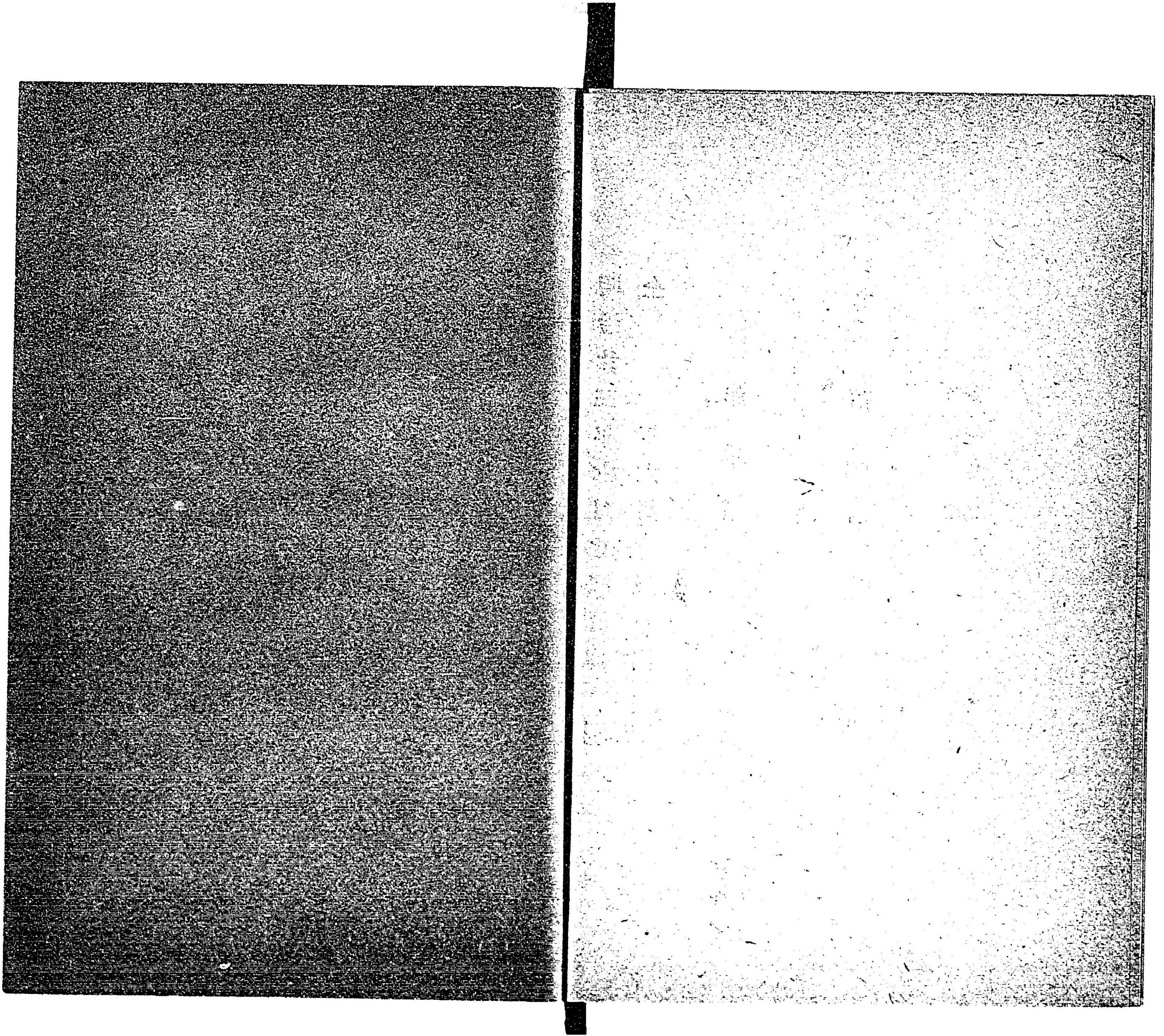
細川 瀏

高知縣土佐郡高知市
中島町七十五番地

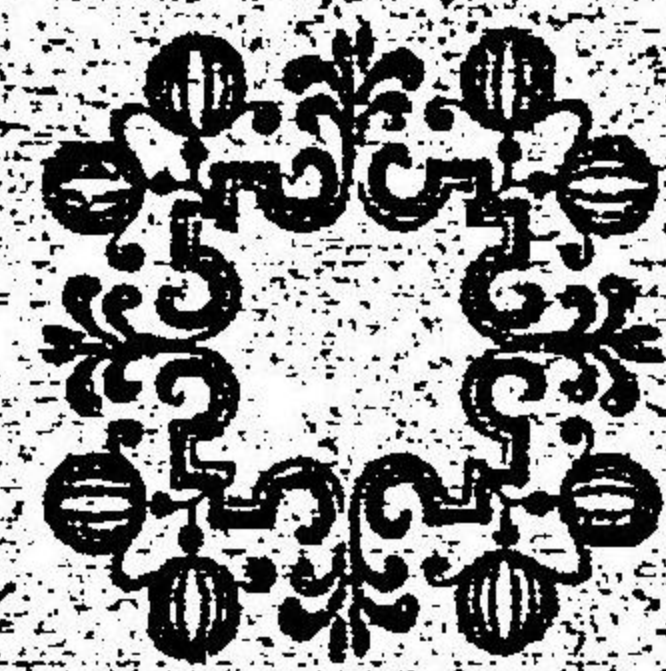
發行兼印刷者

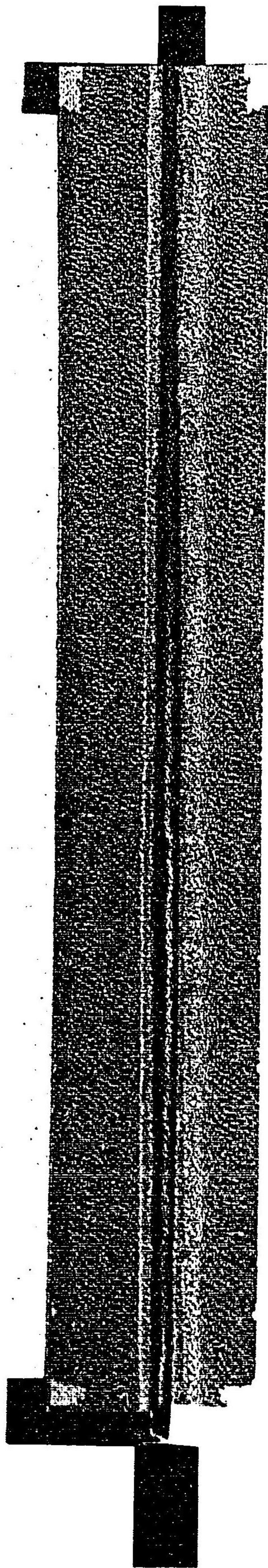
今村 謙吉

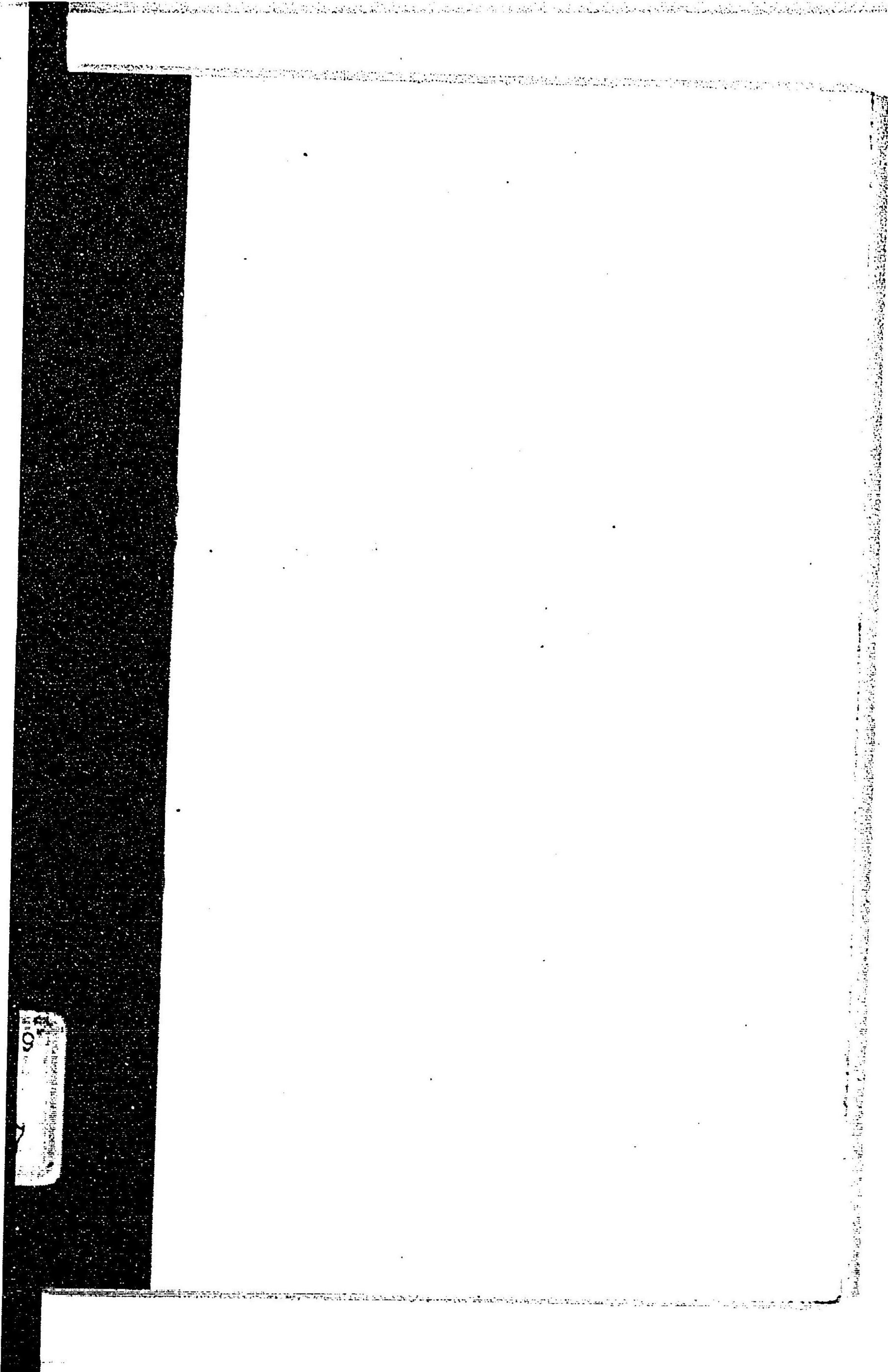
大坂市四區土佐堀三
丁目三十八番屋敷



J-54







5011

聖日論

ヂ・ピ・ジョンキン

国立国会図書館

020911-000-6

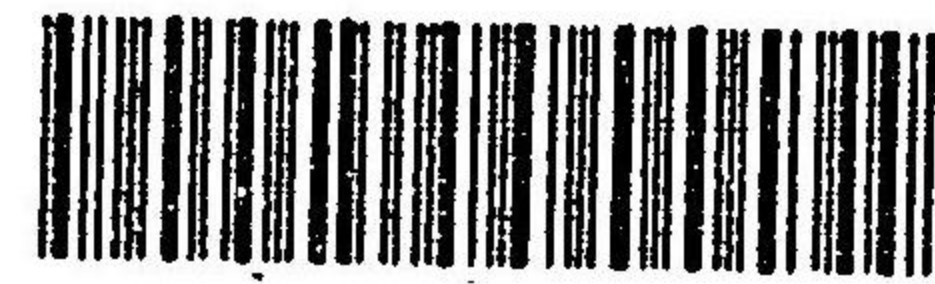
特49-817

聖日論

ヂ・ピ・ジョンキン/著

M23

ABI-0749



8

